

中野区立第十中学校 いじめ防止基本方針

いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71条)に基づき、本校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を以下に定める。

1 いじめの定義

「いじめ」とは、当該生徒に対して、一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。(いじめ防止対策推進法第2条の規定による)

2 いじめ防止の基本理念

いじめは、いつでもどこでも起こる可能性があり、受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、生命又は身体に重大な危険を生じる恐れがあることを念頭に以下の基本理念を定める。

- (1) すべての生徒がいじめを行わず、いじめを見逃し、放置することがないようにするため、いじめ問題に関する生徒の理解を深めることを目指す。
- (2) すべての生徒がいじめの不安から解放され、安心して学習や教育活動に取り組むことができるように、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなることを目指す。
- (3) すべての生徒の人権を尊重し、未然防止と早期発見・早期解決、再発防止に努めるため、学校全体で組織的に対策を講じ、必要に応じて中野区教育委員会・保護者及び地域・関係諸機関等との連携を図る。

3 いじめ防止に対する学校及び教職員の責務(いじめ防止対策推進法第8条)

学校及び教職員は、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、本校に在籍する生徒がいじめを受けていると思われる場合は、保護者、地域住民、児童相談所、その他の関係者と連携を図りつつ、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

4 いじめ防止のための組織

この方針に基づく取り組みの実行、状況の確認、検証を定期的に行うため、校長、副校長、生活指導主任、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、その他関係職員等による「いじめ防止対策委員会」を設置する。

5 いじめ防止への取り組み

いじめは関係した生徒すべてに深い傷を負わせ、どこにでも起こり得る、どの生徒も被害者にも加害者にもなり得るという事実を踏まえ、日常的に未然防止に努力し、いじめを把握した場合は、迅速な対応を取れるように、以下に掲げる取り組みをすべての教職員が行う。

(1) いじめの未然防止

- ① 生徒に行動の基準を示し、それを具現化する
 - ・「十中十箇条」にもとづいて行動できる生徒の育成
- ② 生徒の自己有用感と学力を高める授業の実践
 - ・達成感、成就感をもてる授業、評価の客観性・妥当性の確保

- ③ 教育相談体制の充実
 - ・校内委員会の実施、年2回(1,3年は3回)の面談の実施
- ④ いじめに関する校内研修会の実施
 - ・関連法への理解、教員の不適切な発言や体罰をなくす努力、特別な支援を必要とする生徒への理解と支援
- ⑤ 組織的な取り組みによる学級経営の充実
 - ・複数の教員による指導、環境整備、互いの有用感を高める学級活動
- ⑥ 朝の読書活動による情操教育
- ⑦ 道徳教育・人権教育の充実
- ⑧ 特別活動の充実
 - ・学校行事、生徒会活動、部活動などによる互いの良さや成長を認め合う活動
- ⑨ 社会体験や交流体験の充実
 - ・ボランティア活動「ちょボラ」、職場体験、「十中祭り」など地域行事への参加
- ⑩ 安全教育の充実
 - ・各家庭との連携によるSNS東京ルールを土台にしたSNS十中ルールの策定やセーフティ教室を中心とした情報モラルの育成
- ⑪ 3種類の朝礼や集会、各種たよりの活用

(2) いじめの早期発見

- ① 定期的なアンケート調査の実施・活用
 - ・中野区、東京都の調査、長期休業や学期ごとの十中十箇条のアンケート
- ② 教育相談の実施
 - ・生徒・保護者が、抵抗なく相談できる面談の実施
- ③ 全教職員による校内巡回による生徒状況の把握
 - ・複数体制での週番、給食指導の実施、昼休みの体育館、図書室の状況確認
- ④ 保護者アンケートの実施・活用
- ⑤ 職員会議、生活指導部会、校内委員会、学年会等での情報交換
- ⑥ スクールカウンセラーの全員面接
- ⑦ いじめ相談窓口の設置

(3) いじめに対する早期対応と再発防止

- ① 速やかな報告(関係する教職員、管理職、中野区教育委員会)
- ② 情報把握に基づく方針の決定と明確な役割分担
- ③ 迅速かつ組織的での的確な対応
- ④ いじめを受けた生徒・保護者への支援(人間関係修復による安心感の確保)
- ⑤ いじめを行った生徒・保護者への指導、助言(再発防止への努力)
- ⑥ いじめを看過・助長した生徒への指導(再発防止への努力)
- ⑦ 関係諸機関(警察・児童相談所・子ども家庭支援センター等)への連絡と連携

(4) 重大事態への対処

- ① 中野区教育委員会への報告
- ② 関係諸機関への連絡・連携による事態拡大の阻止
- ③ いじめを受けた生徒の生命身体の保護
- ④ いじめを行った生徒への対策による再発防止
 - ・別室学習、関係諸機関による措置、保護者への連絡
- ⑤ 校内での組織的な一般生徒への波及や動揺を防ぐ指導
- ⑥ P T A組織や民生児童委員等との連携
 - ・保護者地域への正しい情報伝達と動揺の抑止